

議員提出議案第3号

第二阪和国道孝子ランプ交差点における信号機設置を求める意見書

標記議案を下記のとおり岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年6月27日提出

岬町議会議長 竹原 伸晃 様

提出者
岬町議会議員

松尾 匡

賛成者
岬町議会議員

有地 泰平

奥野 学

坂原正勝

大里 武智

第二阪和国道孝子ランプ交差点における 信号機設置を求める意見書

平素は、本町の交通安全対策や安全安心なまちづくりに、ご指導・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のように第二阪和国道が開通し、本町住民の日常生活のアクセスや利便性が向上したことは、大変喜ばしいことであります。

しかし、孝子ランプ交差点においては地形上見通しが悪く、特に和歌山方面からランプを降り右左折する際には、府道752号線を走る車両と接触する恐れがあると町内の住民より多数の意見を頂いており、実際に接触事故も発生している状況となっております。

また、府道752号線の道路の路面上に注意喚起の道路表示をしていただきましたが、未だ危険な状態は続いています。

さらには、現在新たなみさき公園整備事業が進められていますが、令和6年に暫定開園した後、令和9年、令和11年、令和14年以降と段階的にオープンする予定であり、孝子ランプや府道752号線の交通量の急激な増加が予想されます。

このことから、本町議会としましては車両の円滑な通行並びに通行者の安全を確保するうえで信号機設置の必要性を認識しております。令和3年9月8日付で岬町長より、令和3年9月7日及び令和5年3月28日付で本町議会より大阪府警察本部並びに大阪府公安委員会に信号機設置要望書を提出しておりますが、未だ設置には至っておりません。町民はもとより道路利用者の通行の安全を守る観点から信号機設置の早期の対策が必要であると考えております。

本町議会としましては、交通事故による危険を回避するためにも、一日も早い信号機の設置を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年6月27日

大阪府泉南郡岬町議会